

第五節 律令国家時代

概観

奈良時代の尾張地方のくわしい歴史は明らかでない。当時を記録する文献もほとんどが伝承の域を出ず、まして本町の様子を知る史料もまったく見当たらない。

当時、尾張を支配した豪族の中でもっとも古いとされているのは旧事記、国造本記にあらわれている、「尾張国造、志賀高穴穂朝以天別、天火明命十世孫小止与命、定賜国造」と出ている小止与命であるという。

これは、熱田縁起にも、「火明命十一代孫尾張国造乎止与」と出ていることとおなじである。

尾張氏は、大和における豪族であったが、国造となつて尾張に入国した時代は、諸説によつて、崇神天皇のころといわれている。当時、奈良朝の全国支配が進行するなかで、崇神天皇の皇子八坂入彦命が美濃に入国したことがしるされており、(この墓は、可児郡可児町久々利にある八坂入彦命廟であるとされている)これと同時代とされている。

当時は、美濃における開発が早くから進んだようであり、それを裏付ける古墳など遺跡が多く存在している。

とくに久々利附近にいた豪族は、もつとも強大であり大和と美濃、さらにその間にある尾張との関係は密接であり尾張の開発もこのために大きく進展したものと考えられる。

さて、この時代の支配体制を知るためには、各地の神社の祭神と、その分布によることが考えられるが、尾張における延喜式所載の神社の存在とその祭神によつて推定されることは、大和地方より移つた尾張氏は、中島郡(現稲沢市国府宮)一宮市(真清田神社)愛知郡、小針、熱田と移動拡大していったと思われる。

尾張とは、かくして大和尾張氏の入国によって起きた名であり、山田郡(愛知郡)小針は、小針神社の存在およびその神社名、地名から尾張におけるもつとも古い本拠地であったといわれている。

勿論当時この地には数々の豪族が住んでいたが、そのもつとも大きな勢力のあったいわゆる「地祇」である。尾張、大印岐と結び、その娘を入れて妃とし経宮に協力させており、(天神地祇といって、中央の天皇系の豪族と、地方の在来の豪族とを分けて称し、当時の奈良朝は、この両者の結合による政治手段によってつぎつぎと勢力を拡大していったと考えられる)

美濃国に行幸した景行天皇は、その娘を妃として美濃国と結ぶことによつてその地位の安定を図つたことは、当時の美濃の勢力が大きかつたことを裏付けるものであつて、そのとなりにある尾張の国はそれについて早くより開かれ、美濃とも婚姻などによつて結びついていたと考えられる。

このために奈良朝廷は、美濃、尾張との結合により王位の安定を図る政治的な動きがあつたことを伝え、尾北における豪族(大氏族)を地名や神社祭神、古墳などの存在から推定すると、まず丹羽郡には、大原氏といわれる「爾波氏」がある。これは現在の大原神社がその本地であり、この附近に勢力をのばして見られ、青塚古墳(犬山市楽田地内)はその墓であるといわれ、この氏族が県主として尾北一带に君臨していたであろうといわれている。

町内の小口神社(中小口)は、式内小口天神とあり、有力な氏族の存在をあらわして、この小口族も早くからこの地に勢力をもち、隣村の諸氏族(前利氏、前野氏)とともに、大原氏に統合されていたと見てよいではなからうか。

このような氏族の統合と発展によつて、尾北一带は王朝の文化を早くより吸収し、大化改新後もその動きに応じて政治、産業の体制を整えていったのであろう。

とくに当地には、各所に条理の制をとり入れた名残りがあり、道路は碁盤の目のように連なり村落はこれにしたがって点在している。

大口の地には、五条川があり、南には、上条、下条の地名があるのは、これも当時の名残りである。(伊藤堯超氏郷土の史蹟一瞥、丹羽の友、昭和六年一月号)

また養蚕業については、元正天皇和銅四年(七一)に、挑文師を全国に派遣し、はじめて錦繡を織ることを教えたが、翌五年尾張の地からこれを織って献上したという記録があるので、前述の尾張の氏族を中心にこの産業も進んでいたと思われる。

大口の開発

この時代になると日本はようやく国としての体制ができ、東方より仏教も伝来し、飛鳥天平時代における仏教文化発展の基となり、文化の栄えとともに国内はますます整備され、鎌倉時代から室町時代とう

農耕の進展

けつがれ農村も多くこの時期に成立した。

この頃の大口の歴史を示す記録は非常に少ない、国史全体の流れの中であるいは大口村誌など、先人の記述したものをもとに推考すると、当時、大口の地はおおむね稲置荘(稲木荘)に属し、地内には木曾川の分流、支流が幾筋も流れていて、犬山扇状地生成の経緯の中では「開折」の時期といわれ、肥沃な土地は農耕の発達を促し、人々は古い文献に記録されるように幾度かの氾濫など、自然との闘いの中でしだいに生産の増大に努力してきたことであろう。

第六〇代醍醐天皇の時代の文献である「延喜式神明帳」に記載されている小口天神、長桜天神いずれも西歴八八〇年頃に建立)は、いまから約一、一〇〇年以前すでに多くの村人によって崇拜され、大口北部、南部開発の拠点であったと考えられる。

なかでも北部では旧小口村の開発がもつとも早く、小口天神を中心に多くの人が集まり生産にはげんでいた。

小口天神について「国帳」には、「従三位小口天神稻置庄小口村」とある。また上小口地内に建立されていたといわれる万願寺は、農民信仰の基として大きな力をもつと同時に開発の中心となっていた。

さらに南部では桂林寺の前身であった長樂寺、余野の徳林寺(永仁二年建立)など寺社が地域の開発に大きな役割りを果たした。

古代より農業の発達してきた歴史の中で、国司時代における班田制による農民への口分田、そしてこれにたいする租・庸・調など租税負担、また班田実施の遺構としての条理制などについて説明する史料は町内に存在しないが、条理制を示す地名が町内の早くから開発された小口、外坪地区に残っているといわれ、おそらく当時、大県神社を中心に展開された条里制による地割りの西部地域であったと推測されている。すなわち小口、外坪地区の蟹ヶ坪、北の坪、榎坪、上大坪であろうが、その後の開発や洪水などの自然災害によって、今日では何一つ条理制を表わす遺構がない。班田の収授による土地制度では一反を三六〇歩とし、農耕に適した土地を方格式に三六区画したものの一つを里と称し、地割りされた耕地が口分田として農民にあたえられた。

前述の農民に課せられた租税、「租、庸、調、雑徭」についてはつぎのように定められていた。

租は稲をもって納めることとし、はじめは一反について二束二把とされていたが、慶雲年間(七〇四―七〇七)から一束五把に改められた。調は土地の産物を納めるもので絹や漆も納められていた。庸は毎年十日ずつ労役につくかわりに物品を納めるものであった。雑徭は年に六〇日国や郡の仕事につくこととされていた。

弥生時代に始められた稲作生産がしだいに増大するなかで、絶対的な統率者のもと農業を中心に共同社会がつくら

れ、人々の生活も一歩一歩確立された。

生計の多くを口分田によつて支えられていた農民は、稻の上納と同時に特産物の上納、労役、兵役など租、庸、調など租税の負担を背負い、かなりきびしい生活をしいられ、これに堪えかねて家を捨てて流浪した者もあり、当時の租税の負担を総計すると、収穫する稻の約三割の代価に相当したと文献にしるされている。

当時、水田の収穫は一反(一〇アール)当たり平均約七斗で、栽培技術も非常に幼稚で粗放的で、農具も鉄製のものが一部で使用されはじめたようであつたが、この地で農民が果たして使用していたか不明であるが、室町期に至つては鉄製の農耕具の使用、農耕用としての牛馬の飼育が多くなつている。一方、農作物の種類も増え栽培技術もこの時期になるとかなり進歩がみられ、稻の収穫では穂刈、抜穂から根刈りに移行している。

作物の種類では、灌漑の便利な水田は稻が、畑には麦、粟、綿、桑、藍、エゴマ、豆などが栽培された。

第二章 中 世

第一節 鎌 倉 時 代

概 観

源頼朝は、建久三年（一一九二）征夷大將軍に任ぜられ、鎌倉幕府を創立した。

これより天下の政治は天皇を中心とする公家政治から、將軍を中核とする武家政治に移り、建武中興によつて再び天皇政治に還るかに見えたが、莊園制における支配権を、守護地頭が握り得た時代の流れは、いかんともすることができず、室町幕府によつて武家政治は引きつがれた。しかし政治の実権は動揺し、下剋上の戦国時代を展開していく、この時代およそ三百五十年間を、中世とよんでいる。

平安期・王朝政治の時代にあつて、当地方は、稲沢の地内にあつた国府に駐在する国司によつて掌握されていたが、従来、地方の豪族は、多くの土地を私有し、農民を私有化して、しだいに領主的性格を強くしていった。しかし、この国司の支配を無視することができず、そのために、自領を中央の権勢に寄進して税を免れんとする風潮が高まり、莊園化がしだいに大きくなっていった。

当時丹羽郡地内には、稲木庄（稲置莊）があつた。当然大口地区もほとんど、この莊園に含まれていたと思われる。この稲木庄は、良峯惟光が自分の所領であつた小弓莊を藤原道長に寄進してそのもとで勢力をのばし、その子季高